

# 土地改良関係施設補助金交付要綱

昭和31年7月28日付け31農地第3543号(管)  
 最終改正 令和2年4月1日付け 元農振第3332号

各地方農政局長  
 国土交通省北海道開発局長  
 内閣府沖縄総合事務局長 } 殿  
 農林事務次官

第1 農林水産大臣は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の施行に伴う土地改良関係の事業等に要する経費に対し、予算の範囲内において都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては土地改良法、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、補助金等に係る予算の執行の適性化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成13年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成13年4月13日農林水産省告示第538号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 第1に規定する事業等及びこれに要する経費に対する補助率は、次の表のとおりとする。

事業種別	細目	補助率						
国営造成施設管理費補助事業	<p>国営土地改良事業により造成した施設（これに準ずるものを含む。）のうち排水機場、防潮水門（関連施設を含む。）、ダム又は頭首工であって、その規模及び当該事業に係る受益面積が他の同種のものに比して著しく大きく、かつ、その操作が河川の管理に著しい影響を及ぼすとともに、関係受益面積の相当部分を占める非農地の浸湛水被害の防止機能を有するものとして認められる施設で別表に定める要件に該当するものについて都道府県が行う維持管理事業</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の区分</th> <th>施設の規模及び関係受益面積</th> <th>浸湛水被害の防止機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水機場</td> <td>1 機場おおむね口径1,500ミリメートル以上の排水機が5台以上設置されているもの又は排水能力においてこれと同程度のものであって、関係受益面積がおおむね3,000ヘクタール以上であるもの</td> <td>その操作により浸湛水被害の防止が見込まれる非農地の面積が関係受益面積の20%以上を占めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	施設の区分	施設の規模及び関係受益面積	浸湛水被害の防止機能	排水機場	1 機場おおむね口径1,500ミリメートル以上の排水機が5台以上設置されているもの又は排水能力においてこれと同程度のものであって、関係受益面積がおおむね3,000ヘクタール以上であるもの	その操作により浸湛水被害の防止が見込まれる非農地の面積が関係受益面積の20%以上を占めるもの	当該維持管理事業費の1/3
施設の区分	施設の規模及び関係受益面積	浸湛水被害の防止機能						
排水機場	1 機場おおむね口径1,500ミリメートル以上の排水機が5台以上設置されているもの又は排水能力においてこれと同程度のものであって、関係受益面積がおおむね3,000ヘクタール以上であるもの	その操作により浸湛水被害の防止が見込まれる非農地の面積が関係受益面積の20%以上を占めるもの						

事業種別	細目	補助率									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="347 250 507 331">施設の区分</th> <th data-bbox="513 250 826 331">施設の規模及び関係受益面積</th> <th data-bbox="833 250 1152 331">浸湛水被害の防止機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="347 340 507 788">防潮水門</td> <td data-bbox="513 340 826 788"> <p>年間利用水量がおおむね4,000万立方メートル以上又は満水面積がおおむね1,000ヘクタール以上の淡水湖に係るもので、計画水量がおおむね毎秒1,000立方メートル以上又は流域面積がおおむね1万ヘクタール以上のものであって、関係受益面積がおおむね3,000ヘクタール以上であるもの</p> </td> <td data-bbox="833 340 1152 788"> <p>その操作が地域社 会の環境保全に著し い影響を及ぼすもの と認められ、その操 作により浸湛水被害 の防止が見込まれる 面積のおおむね20% 以上を占めるもの</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 797 507 1227">ダム・ 頭首工</td> <td data-bbox="513 797 826 1227"> <p>設計洪水量がおおむね毎秒700立方メートル以上を有するものであって、関係受益面積がおおむね3,000ヘクタール以上であるもの</p> </td> <td data-bbox="833 797 1152 1227"> <p>一級河川又は二級 河川に設置された管 理上特別の技術的配 慮を必要とするもの により、関係受益地 域の相当部分について 浸湛水の防止が見込 まれるか、かつ、非農 地のおおむね20%以 上を占めるもの</p> </td> </tr> </tbody> </table>	施設の区分	施設の規模及び関係受益面積	浸湛水被害の防止機能	防潮水門	<p>年間利用水量がおおむね4,000万立方メートル以上又は満水面積がおおむね1,000ヘクタール以上の淡水湖に係るもので、計画水量がおおむね毎秒1,000立方メートル以上又は流域面積がおおむね1万ヘクタール以上のものであって、関係受益面積がおおむね3,000ヘクタール以上であるもの</p>	<p>その操作が地域社 会の環境保全に著し い影響を及ぼすもの と認められ、その操 作により浸湛水被害 の防止が見込まれる 面積のおおむね20% 以上を占めるもの</p>	ダム・ 頭首工	<p>設計洪水量がおおむね毎秒700立方メートル以上を有するものであって、関係受益面積がおおむね3,000ヘクタール以上であるもの</p>	<p>一級河川又は二級 河川に設置された管 理上特別の技術的配 慮を必要とするもの により、関係受益地 域の相当部分について 浸湛水の防止が見込 まれるか、かつ、非農 地のおおむね20%以 上を占めるもの</p>	
施設の区分	施設の規模及び関係受益面積	浸湛水被害の防止機能									
防潮水門	<p>年間利用水量がおおむね4,000万立方メートル以上又は満水面積がおおむね1,000ヘクタール以上の淡水湖に係るもので、計画水量がおおむね毎秒1,000立方メートル以上又は流域面積がおおむね1万ヘクタール以上のものであって、関係受益面積がおおむね3,000ヘクタール以上であるもの</p>	<p>その操作が地域社 会の環境保全に著し い影響を及ぼすもの と認められ、その操 作により浸湛水被害 の防止が見込まれる 面積のおおむね20% 以上を占めるもの</p>									
ダム・ 頭首工	<p>設計洪水量がおおむね毎秒700立方メートル以上を有するものであって、関係受益面積がおおむね3,000ヘクタール以上であるもの</p>	<p>一級河川又は二級 河川に設置された管 理上特別の技術的配 慮を必要とするもの により、関係受益地 域の相当部分について 浸湛水の防止が見込 まれるか、かつ、非農 地のおおむね20%以 上を占めるもの</p>									
基幹水利 施設管理 事業	基幹水利施設管理事業実施要綱（平成8年7月31日 付け8構改A第595号農林水産事務次官依命通知）第 5による事業	1 管理事業に おいては当該 維持管理事業 費の30% 2 洪水調節機 能強化緊急対 応事業におい ては定額									

第3

- 1 法第5条、令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、正副2部を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）、その他の都府県にあっては地方農政局長という。以下同じ。）に提出するものとする。
- 2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

第4 農林水産大臣は、第3の2による書類の提出を受け、法第6条第1項及び第3項の規定により補助金の交付を決定する場合、北海道開発局長を経由し北海道知事に通知する。

## 第5

- 1 都道府県知事は、規則第3条第1号の規定により当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号による変更承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

第6 農林水産大臣は、第5の2による書類の提出を受け、規則第3条第1号の規定により変更承認する場合、北海道開発局長を経由し北海道知事に通知する。

第7 規則第3条第1号の農林水産大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- 1 経費の配分の変更及び収支予算の変更
- 2 事業の内容の変更

## 第8

- 1 都道府県知事は、規則第3条第2号の規定により地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了せず又は補助事業の遂行が困難となった理由並びに補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

## 第9

- 1 都道府県知事は、法第9条第1項、規則第4条により申請を取り下げる場合、取り下げ理由を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

## 第10

- 1 法第12条の規定による報告は、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第3号により遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに正副2部を地方農政局長等に提出するものとする。ただし、地方農政局長（北海道にあつては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）が別に定める概算払請求書の提出をもって代えることができるものとする。
- 2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

## 第11

- 1 規則第6条第1項の実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、正副2部を地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

第12 農林水産大臣は、第11の2の書類の提出を受け、法第15条の規定により額の確定をする場合、北海道開発局長を経由し北海道知事に通知する。

附則

- 1 第2に掲げる国営造成施設県管理費補助事業であって、平成7年度の国の補助金が交付され、平成8年度以降もなお「土地改良関係施設補助金交付要綱の一部改正について」（平成8年7月31日付け8構改A第597号農林水産事務次官依命通知）による改正前の本要綱の第2の細目の欄の（1）の別表に掲げる事業の要件に該当するものにあつては、第2の規定にかかわらず、当該事業に係る補助率を40%とする。
- 2 土地改良関係施設補助金交付要綱の一部改正について（平成22年4月1日付け21農振第2467号農林水産事務次官依命通知）による改正後の本要綱の規定（管理諸費及び事務費に係るものに限る。）は、平成22年度以降の年度の予算に係る国の助成について適用し、平成21年度の歳出予算に係る国の助成で平成22年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第3関係）

〇〇年度〇〇補助金交付申請書

番 年 月 号 日

〇〇農政局長  
 北海道にあっては農林水産大臣  
 （国土交通省北海道開発局長 経由）  
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長  
 殿

県（都道府）知事 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり〇〇を実施したいので、土地改良関係施設補助金交付要綱により、補助金〇〇円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

- (1) 事業の名称
- (2) 施行主体名
- (3) 地区の名称
- (4) 事務所の所在地
- (5) 事業計画の概要

費 目	事 業 費	事業期間				摘 要
		自	年	月	日	
管 理 費 整 備 費 電 力 料 洪水調節機能強化 緊急対応費	円					

3 経費の配分

費 目	事業費	国 庫 補助金	国庫補助金以外の財源			摘 要
			県（都道府）	市 町 村	土地改良区	
管 理 費 整 備 費 電 力 料 洪水調節機能強化 緊急対応費	円	円	円	円	円	

(注) 実施計画書、関係図画及び都道府県の補助金交付規定又は要綱を添付すること。

4 事業の完了予定年月日（又は完了年月日）

5 収支予算（又は収支精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 又は （本年度精算額）	前年度予算額 又は （本年度予算額）	比 較		摘 要
			増	減	
国庫補助金 県（都道府）費 市町村負担金 地元負担金	円	円	円	円	
計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 又は （本年度精算額）	前年度予算額 又は （本年度予算額）	比 較		摘 要
			増	減	
管 理 費 整 備 費 電 力 料 洪水調節機能強化 緊急対応費	円	円	円	円	

〇〇年度〇〇補助金変更承認申請書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長

北海道にあつては農林水産大臣  
（国土交通省北海道開発局長 経由）

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

）殿

県（都道府）知事 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金交付決定の通知のあつた事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により経費の配分及び事業計画の概要を変更し、  
[金 〇〇〇〇〇〇〇〇円の追加交付（減額承認）を受け]たいので土地改良関係施設補助金交付要綱により関係書類を添えて申請する。

（注）

- 1 金額の変更のない場合は [ ] の部分を除くこと。
- 2 上記の「関係書類」とは、別記様式第1号の様式に準じ、変更前の経費の配分及び事業計画の概要と変更後の経費の配分及び事業計画の概要を比較対照できるよう変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで、上段に記載すること。  
なお、添付書類については、交付申請書に添付したものから変更があつたものだけに添付すること。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあつては、「変更承認申請書」を「中止（廃止）承認申請書」と「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

別記様式第3号（第10関係）

〇〇年度〇〇事業遂行状況報告書

番 年 月 号 日

〇〇農政局長  
 北海道にあっては農林水産大臣  
 （国土交通省北海道開発局長 経由）  
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

殿

県（都道府）知事 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号に基づき、〇〇を実施中であるが、その〇〇年〇〇月末現在の状況については下記のとおりであるので、土地改良関係施設補助金交付要綱により報告する。

記

1 収支の状況  
 (1) 収入の部

区 分	予 算 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	摘 要
国庫補助金 県（都道府）費 市町村負担金 地元負担金	円	円	円	
計				

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
管 理 費 整 備 費 電 力 料 洪水調節機能強化 緊急対応費	円	円	円	

2 事業別状況

地区名	費 目	実施計画		出 来 高		進捗率 ((B)/(A))	備考
		事業費(A)	国庫補助金	事業費(B)	国庫補助金		
		円	円	円	円	%	

(注)

- 都道府県営事業については、備考欄に事業着手年月日及び事業完了予定年月日を記載すること。
- 間接補助事業については、事業1本にし、地区名欄に地区数を記載すること。

3 事業着手 年 月 日

4 事業完了予定 年 月 日



〇〇年度〇〇事業実績報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長

北海道にあつては農林水産大臣  
（国土交通省北海道開発局長 経由）

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

殿

県（都道府）知事 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金交付決定の通知のあつたこの事業について、  
下記のとおり事業を実施したので、土地改良関係施設補助金交付要綱により報告する。  
（なお、併せて精算額〇〇円の交付を申請する。）

記

（注）

- 1 記の記載事項は、別記様式第1号の記の記載要領に準ずる。
- 2 なお、間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、記の4の事業の完了年月日に加え、間接補助金の交付完了年月日を（ ）書きで記載すること。
- 3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しを添付すること。また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののから変更があつたものについては、必要書類を添付すること。